

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱

制 定 令和5年3月17日 建住政第3436号
最近改正 令和5年4月14日 建住政第298号
令和5年6月5日 建住政第719号
令和5年12月7日 建住政第1816号

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯等が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住替えに要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及及び空家の流通の促進を図りながら、子育て世代の転入・定住の促進に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付等については、次に掲げる関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。ただし、本要綱で扱う補助事業は、住替えに要する費用の一部を補助するものであることから、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第24条ただし書きの規定を適用することができるものとして扱う。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 令和5年4月1日時点で18歳未満の子（出生予定の子を含む。）を有する世帯
 - イ 令和5年4月1日時点で夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者を含む。）のいずれかが49歳以下である世帯
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅で、これまで人の居住の用に供したことがないものをいう。
- (3) 既存住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (4) 新築型 別表1第1項で規定する、補助の対象となる要件を備えた新築住宅をいう。
- (5) リノベ型 別表1第2項で規定する、補助の対象となる要件を備えた既存住宅をいう。
- (6) 注文住宅タイプ 新築型への住替えのうち、第3条第2項第1号アに規定する契約を経る申請形式をいう。
- (7) 建売タイプ 新築型への住替えのうち、第3条第2項第1号イに規定する契約を経る申請形式を

いう。

- (8) 既存住宅リノベタイプ リノベ型への住替えのうち、第3条第2項第1号アに規定する契約を経る申請形式をいう。
- (9) 買取再販タイプ リノベ型への住替えのうち、第3条第2項第1号イに規定する契約を経る申請形式をいう。
- (10) リノベーション工事 窓など全ての開口部（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分に含まれる玄関扉を除く。）を断熱改修するための工事をいう。
- (11) 補助対象世帯 第3条に該当する補助事業の対象となる世帯をいう。
- (12) 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級のことをいう。
- (13) 住宅事業者等 こどもエコすまい支援事業補助金交付規程（令和5年1月17日作成 こどもエコすまい支援事業事務局）第5の規定により、「こどもエコすまい支援事業者」として登録を受けた住宅事業者又はこどもエコすまい支援事業者として登録を受けようとする事業者のことをいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助の対象となる世帯は、それぞれの申請日において次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 子育て世帯等であること。
- (2) 世帯の構成員が、別表1で規定するいずれかの住宅を取得（共有の持分を取得する場合及び第2項第2号に規定する対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の前後で共有の持分割合が増加する場合を含む。以下同じ。）すること（以下、取得する住宅を「対象住宅」という。）。

この場合において、世帯の構成員に複数の世代が含まれる場合は、次のア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める者（以下「住替え予定者」という。）が住宅を取得するものとする。

ア 第2条第1号アに規定する世帯 当該子に最も近い世代の構成員

イ 第2条第1号イに規定する世帯 当該夫婦の両方又はそのいずれか

- (3) 世帯の構成員のうち、第2項第1号で規定する契約をする者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。
- (4) 世帯の構成員いずれもが過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項のほか、補助の対象となる子育て世帯等は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 世帯の構成員が、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める契約を、本要綱の施行日以降に書面で住宅事業者等と締結していること。

ア 別表1の規定に該当する住宅の新築工事又は当該規定に該当する住宅にするためのリノベーション工事（以下、2つの工事を併せて「補助対象工事」という。）をする場合
補助対象工事のための工事契約

イ 別表1で規定する、補助の対象となる住宅の要件を備えた住宅を取得する場合
当該住宅の取得のための売買契約

- (2) 世帯の構成員が、補助金交付の決定日の属する年度末までに、対象住宅の所有権の保存又は移転

の登記の申請をしていること。

- (3) 世帯の構成員の全員が、当該対象住宅の所在地上の住所以外から対象住宅の所在地上に住所を有する者として補助金交付の決定日が属する年度内に転居を行い、住民登録の届出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に規定する方法による届出をいう。）を行うこと。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、この限りでない。

ア 子育て世帯等である世帯が住替え後に他の世帯と同一の世帯を構成する場合で、従前の子育て世帯等である世帯の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地上の住所以外から対象住宅の所在地上に住所を有する者として補助金交付の決定日が属する年度内に転居を行い、住民登録の届出を行う場合

イ 世帯の構成員のうち、住替え予定者が当該者の親族（民法（明治29年第89号）第725条に規定する「親族」（同条第2号を除く。）をいう。以下同じ。）の所有する横浜市内の住宅に住替え前から居住しており、当該住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録が既になされている場合

ウ やむを得ない事情により世帯の構成員の全員が対象住宅の所在地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合

- (4) 次に掲げるアからウまでの全ての要件を満たすこと。

ア 住替え予定者が所有する物件から、対象住宅への転居ではないこと。ただし、住替え予定者の親族と共有する物件からの転居又は市外からの転居は除く。

イ 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

ウ 世帯の構成員が、市税等を滞納していないこと。

- (5) 世帯の構成員のうち、第2項第1号で規定する契約をする者が、同号で規定する契約を締結した住宅事業者等と横浜市省エネ住宅住替え補助金共同実施規約（第8号様式。以下「共同実施規約」という。）を締結すること。

（共同事業者）

第4条 共同事業者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

(1) 住宅事業者等であること。

(2) 前条第2項第5号に規定する共同実施規約を補助対象世帯の構成員（以下、住宅事業者等と共同実施規約を締結する構成員が所属する補助対象世帯を「規約締結対象世帯」という。）と締結又は締結を予定していること。

(3) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 補助対象世帯が別表1で規定する対象住宅へ住替えた場合 70万円

(2) 前号に掲げる場合かつ規約締結対象世帯の構成員のいずれかが横浜市外から転入した場合
100万円

2 第3条第2項第1号で規定する契約の金額は、消費税（地方消費税を含む）を除いた額とする。

- 3 第3条第2項第1号で規定する契約の金額が、前項で規定する補助金の額を下回る場合は、当該契約額を限度とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、対象住宅に対し、当要綱に基づく補助金以外の国又は地方公共団体を財源とした補助金が交付される場合、第3条第2項第1号で規定する契約の金額から当該補助金額を差し引いた金額が第1項で規定する補助金額を下回る場合は、当該金額を限度とする。

(補助金交付の予約申請及び承認)

- 第6条 共同事業者又は設計に関する業務を行う者が、補助対象世帯のために、補助金の交付を受けるための予約を行おうとする場合は、補助金予約申請書（第1号様式）及び別表2に掲げる書類を添えて、市長に予約申請を行うことができる。
- 2 前項に規定する申請を行おうとする場合には、第8条に規定する補助金交付の本申請の前に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしていなければならない。
 - (1) 第3条第2項第1号アに該当する場合 補助対象世帯の構成員が補助対象工事の設計に関する仮契約等を住宅事業者等又は設計に関する業務を行う者と締結等していること。
 - (2) 第3条第2項第1号イに該当する新築住宅の場合 共同事業者が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認の申請書を提出していること。
 - (3) 第3条第2項第1号イに該当する既存住宅の場合 共同事業者が対象住宅に適合させるための工事契約を締結していること。
 - 3 市長は第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めた場合は承認の決定を行い、補助金予約承認書（第2号様式）により共同事業者に通知するものとする。
 - 4 市長は、予算の範囲内において、前項の承認を行わなければならない。
 - 5 第3項の承認の効力は、承認の決定を行った日の翌日から起算して3か月又は第3項の規定による予約承認日の属する年度の12月28日のいずれか早い日（以下「承認有効期間」）とする。ただし、同項に基づく承認の通知を受け取った共同事業者又は設計に関する業務を行う者（以下「承認対象者」という）が、次条第1項に基づく変更申請を行い、市長がやむを得ないと認めた場合には、承認有効期間は、承認の決定を行った日の翌日から起算して6か月又は予約承認日の属する年度の12月28日のいずれか早い日とする。
 - 6 市長は、第3項の承認を行った場合、承認対象者が第9条第1項に基づく交付決定若しくは同条第7項に基づく不交付決定を受けるまで、承認有効期間の間又は次項による承認の取消しがあるまでは、当該承認対象者のために、予算を確保しなければならない。
 - 7 承認対象者又は補助対象世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、第3項による承認を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金予約の承認を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
 - 8 市長は、第3項の規定による承認通知において、補助金予約承認書に条件を付すことができる。
 - 9 市長は、第3項の審査において、必要に応じて申請者にヒアリング等の調査をすることができる。
 - 10 市長は、第3項の審査において、その内容に不備を認める場合は、申請者に対し補助金予約申請の際

に提出を受けた書類の修正を求めることができる。

- 11 市長は、第3項の審査及び第9項の調査の結果により、予約申請を承認しないと決定した場合は、補助金予約申請不承諾通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 12 第1項に規定する予約申請は、第2項第1号に該当する場合は1補助対象世帯につき1件、第2項第2号又は第3号に該当する場合は、1住宅事業者等につき10件まで申請することができる。
- 13 第3項に係る補助金予約承認を受けた共同事業者は、補助対象世帯の構成員からの問い合わせに誠実に対応しなければならない。

（予約申請の変更）

第7条 承認対象者が次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金予約変更申請書（第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 予約申請額の増額又は減額を伴う変更
- (2) 承認された内容の取消し
- (3) 前条第5項ただし書で規定する予約の延長
- (4) その他市長が申請を必要と認める変更

2 承認対象者は、前項第3号に規定する変更申請を1回に限り行うことができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、変更の決定をし、補助金予約変更決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、予算の範囲内において、前項の決定を行わなければならない。

5 市長は、第1項の審査の結果により、不適切であると認める場合は、補助金予約変更不承諾通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

6 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

（補助金交付の本申請）

第8条 共同事業者が、規約締結対象世帯のために補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（第7号様式）及び別表3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、承認対象補助事業に係る申請の場合は補助金予約承認書を併せて提出しなければならない。

2 第6条第2項第2号又は第3号の規定に該当する予約承認を受けていた場合は、承認対象者は、前項の申請の前に規約締結対象世帯にその内容を通知しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等を別に定めることができる。

（補助金交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めた場合は、交付の決定を行うものとする。

2 前条第1項の申請者が承認対象者である場合で、当該承認対象者又は補助対象世帯が第6条第7項各号に該当する場合は、市長は当該申請に対する補助金を交付しないものとする。

3 市長は、第1項の決定について、補助金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による交付決定通知において、必要があると認めたときは交付決定通知書に条件を付すことができる。
- 5 市長は、第1項の審査において、必要に応じて補助対象事業者及び補助対象者にヒアリング等の調査をすることができる。
- 6 市長は、第1項の審査において、その内容に不備を認める場合は、補助対象事業者に対し前条第1項の申請の際に提出を受けた書類の修正を求めることができる。
- 7 市長は、第1項の審査及び第5項の調査の結果により、補助金を交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（第10号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。
- 8 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定のお知らせ（第11号様式）により、規約締結対象世帯あてに通知するものとする。

（補助金申請の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた共同事業者が次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書（第12号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
 - (2) 規約締結対象世帯の構成員の変更
 - (3) その他市長が必要と認める変更
- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、変更の決定を行うものとする。補助金交付変更決定通知書（第13号様式）により共同事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により変更の決定をした場合は、補助金交付変更決定のお知らせ（第14号様式）により、規約締結対象世帯あてに通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

（補助金申請の取下げ）

第11条 補助対象事業者が、申請を取下げようとする場合は、速やかに、補助金取下届（第15号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。
- 3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

（実績報告）

第12条 共同事業者は、規約締結対象世帯への対象住宅の所有権の引き渡し、所有権保存又は移転登記及び規約締結対象世帯の構成員全員が当該対象住宅に住居登録を完了した場合は、速やかに補助金実績報告書（第16号様式）に別表4で規定する必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する書類の種類、提出方法及び提出期限等を別に定めることができる。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があった場合は、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定通知書(第17号様式)により共同事業者あてに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定のお知らせ(第18号様式)により規約締結対象世帯あてに通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第14条 前条第2項による通知を受領した者が、補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める補助金額確定通知書の受領後に、補助金交付請求書(第19号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項による請求に不備を認める場合は、請求者に対し補助金交付請求書の修正を求めることができる。

(補助金の還元)

第16条 共同事業者は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金について、共同実施規約に定めた方法により規約締結対象世帯に還元しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、共同事業者又は規約締結対象世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 第15条の規定による補助金交付を受けた日から起算して、10年を経過する日の前までに補助金の規約締結対象世帯の構成員が転居又は転出したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(第20号様式)により、共同事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消のお知らせ(第21号様式)により規約締結対象世帯あてに通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付してい

るときは、共同事業者に補助金の額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 5 共同事業者は、前項の規定により補助金交付決定取消通知を受けた場合は、市長の定める期限内に補助金を返還しなければならない。

(調査及び指示)

第18条 共同事業者及び規約締結対象世帯は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

- 2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、共同事業者に対し必要な措置を指示することができる。

(効果分析等調査への協力)

第19条 共同事業者及び規約締結対象世帯は、市長の求める効果分析等調査について協力しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による調査内容について、別に定めることができる。

(処分等の制限)

第20条 規約締結対象世帯は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助金交付を受けた日から起算して10年間以内に市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。ただし、共同事業者が本事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。

- 2 規約締結対象世帯の構成員は、第15条の規定による補助金交付を受けた日から起算して10年以上、当該の補助の対象住宅を適切に維持管理しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第21条 この要綱に係る関係書類の保存期間は10年とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、当該補助事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項第2号の規定は、この要綱の施行日以降に受け付けた予約申請及び本申請（施行日より前に受け付けた予約申請に係る本申請を除く。）について適用し、施行日より前に受け付け

た予約申請（その申請に係る本申請を含む。）及び本申請については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項第1号アの規定は、この要綱の施行日よりも前に受け付けた予約申請及び本申請についても適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項第2号、同条第2項第3号ア及び第5条の規定は、この要綱の施行日よりも前に受け付けた申請についても適用する。

<p>別表1 対象住宅の要件 (第3条関係)</p>	<p>1 新築型の対象となる住宅は、次の各号の全てを満たす住宅とする。</p> <p>(1) 市内の新築住宅であること。</p> <p>(2) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していること。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。</p> <p>2 リノベ型の対象となる住宅は、次の各号の全てを満たす住宅とする。</p> <p>(1) 市内の既存住宅であること。</p> <p>(2) こどもエコすまい支援事業補助金交付要綱(令和4年12月2日 国住生第250号)第4第2号で規定する開口部の断熱改修のうち、ZEHレベルの省エネ性能に適合するリノベーション工事を実施していること。ただし、既にZEHレベルの省エネ性能に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 耐震性能を確保した建築物(昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの又は平成18年国土交通省告示第185号に準ずる耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの(工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含む。))。以下同じ。)であること。</p>
--------------------------------	---

<p>別表2 予約申請提出書類(第6条関係)</p>	<p>1-1 新築型(注文住宅タイプ)</p> <p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し</p> <p>(2) 出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し(該当する場合のみ)</p> <p>(3) 事実上婚姻関係、婚姻の予約者、横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写しなど、該当する書類(該当する場合のみ)</p> <p>(4) 仮契約等に関する書面の写し</p> <p>(5) 既に所有している既存住宅(家屋)・土地の登記事項全部証明書又は所有する予定の既存住宅(家屋)・土地の売買契約書の写し</p> <p>(6) 既に所有している又はする予定の既存住宅(家屋)・土地の所有者が、住替え予定者でない場合、所有者と住替え予定者との関係がわかる書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>1-2 新築型(建売タイプ)</p> <p>(1) 建築基準法に規定する建築確認の申請書を提出したことを証する書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>1-3 リノベ型(既存住宅リノベタイプ)</p> <p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し</p> <p>(2) 出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書</p>
----------------------------	---

	<p>類の写し（該当する場合のみ）</p> <p>(3) 事実上婚姻関係、婚姻の予約者、横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写しなど、該当する書類（該当する場合のみ）</p> <p>(4) 仮契約等に関する書面の写し</p> <p>(5) 既に所有している既存住宅（家屋）・土地の登記事項全部証明書又は所有する予定の既存住宅（家屋）・土地の売買契約書の写し</p> <p>(6) 既に所有している又はする予定の既存住宅（家屋）・土地の所有者が、住替え予定者でない場合、所有者と住替え予定者との関係がわかる書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>1-4 リノベ型（買取再販タイプ）</p> <p>(1) リノベーション工事の契約書の写し</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 第3条第2項第4号アの補助対象世帯に関する書類（注文住宅タイプ、既存住宅リノベタイプのみ）</p> <p>(1) 市内にある賃貸住宅からの移転の場合、補助対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 市内にある親族所有の住宅からの移転の場合、居住している住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類</p> <p>(3) 市内にある社宅又は寮等からの移転の場合、当該住宅が自己所有ではないことがわかる書類</p>
--	---

別表3 本申請提出書類（第8条関係）	<p>1 共通</p> <p>(1) 規約締結対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し</p> <p>(2) 出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し（該当する場合のみ）</p> <p>(3) 事実上婚姻関係、婚姻の予約者、横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写しなど、該当する書類（該当する場合のみ）</p> <p>(4) 共同実施規約の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2-1 新築型（注文住宅タイプ）</p> <p>(1) 対象住宅の新築又は建替えに係る補助対象工事のための工事契約に係る書面の写し</p> <p>(2) 既に所有している既存住宅（家屋）・土地の登記事項全部証明書又は所有する予</p>
--------------------	---

定の既存住宅（家屋）・土地の売買契約書の写し

- (3) 既に所有している又はする予定の既存住宅（家屋）・土地の所有者が、住替え予定者でない場合、所有者と住替え予定者との関係がわかる書類
- (4) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書（取得できていない場合は、申請済みの評価申請書及び添付書類一式））

2-2 新築型（建売タイプ）

- (1) 当該住宅の取得のための売買契約に係る書面の写し
- (2) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書（取得できていない場合は、申請済みの評価申請書及び添付書類一式））

2-3 リノベ型（既存住宅リノベタイプ）

- (1) 対象住宅のリノベーションに係る補助対象工事のための工事契約に係る書面の写し
- (2) 既に所有している既存住宅（家屋）・土地の登記事項全部証明書又は所有する予定の既存住宅（家屋）・土地の売買契約書の写し
- (3) 既に所有している又はする予定の既存住宅（家屋）・土地の所有者が、住替え予定者でない場合、所有者と住替え予定者との関係がわかる書類
- (4) リノベーション工事に使用する建材等を表示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
- (5) リノベーション工を行う箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）

2-4 リノベ型（買取再販タイプ）

- (1) 対象住宅の取得のための売買契約に係る書面の写し
- (2) リノベーション工事に使用する建材等を表示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
- (3) リノベーション工を行う箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）

3 第3条第2項第4号アの規約締結対象世帯に関する書類

- (1) 市内にある賃貸住宅からの移転の場合、規約締結対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 市内にある親族所有の住宅からの移転の場合、居住していた住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類

	<p>(3) 市内にある社宅又は寮等からの移転の場合、当該住宅が自己所有ではないことがわかる書類</p> <p>4 第5条第3項に関する書類</p> <p>(1) 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類</p>
--	---

別表4 実績報告提出書類(第12条関係)	<p>1 共通</p> <p>(1) 規約締結対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し</p> <p>(2) 出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し(該当する場合のみ)</p> <p>(3) 事実上婚姻関係、横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写しなど、該当する書類(該当する場合のみ)</p> <p>(4) 対象住宅の登記事項全部証明書(建物の登記事項全部証明書)</p> <p>(5) 対象住宅の、工事契約又は売買契約に係る費用を、規約締結対象世帯の構成員が支払ったことがわかる書類(精算時に、補助金交付決定額分を最終支払いの一部に充当し既に還元している場合は、そのことが分かる旨を追記するか、別途書類を提出すること。)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2-1 新築型(注文住宅タイプ)</p> <p>(1) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していることがわかる書類(建設住宅性能評価書、工事施工中及び完了後の写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること)など)</p> <p>2-2 新築型(建売タイプ)</p> <p>(1) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していることがわかる書類(建設住宅性能評価書、工事施工中及び完了後の写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること)など)</p> <p>2-3 リノベ型(既存住宅リノベタイプ)</p> <p>(1) リノベーション工事を実施したことがわかる書類(工事施工中及び完了後の写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること)など)</p> <p>(2) 耐震性能を確保した建築物であることを確認することができる書類(耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など)</p> <p>2-4 リノベ型(買取再販タイプ)</p> <p>(1) リノベーション工事を実施したことがわかる書類(工事施工中及び完了後の写</p>
----------------------	---

	<p>真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）など</p> <p>(2) 耐震性能を確保した建築物であることを確認することができる書類（耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など）</p> <p>3 第5条第3項に関する書類</p> <p>(1) 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類</p>
--	--

第1号様式（第6条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

こどもエコすまい支援事業者登録事業者番号
()

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約申請書

【新築型（注文住宅タイプ）、リノベ型（既存住宅リノベタイプ）用】

横浜市省エネ住宅住替え補助金の予約承認を受けたいので、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第6条第1項の規定にもとづき、次のとおり申請いたします。

なお、予約申請にあたり、下記事項について確認・同意し、誓約します。

記

【共同事業者の要件について（第4条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	住宅事業者等（「こどもエコすまい支援事業者」として登録を受けた住宅事業者又はこどもエコすまい支援事業者として登録を受けようとする事業者）又は設計に関する業務を行う者です。
<input type="checkbox"/>	本予約申請が承認され、補助対象世帯と補助対象工事のための工事契約を締結する際に、要綱第3条第2項第5号に規定する共同実施規約を補助対象世帯の構成員と締結することに同意します。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。

【予約申請の要件について（第6条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	要綱第6条第2項第1号に規定する仮契約等を補助対象世帯の構成員と結んでいます。
--------------------------	---

<input type="checkbox"/>	本予約申請が承認された場合、仮契約等を結んだ補助対象世帯の構成員と対象住宅に適合するための補助対象工事のための工事契約を締結する予定です。
--------------------------	---

【その他】（欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。（第19条関係）
<input type="checkbox"/>	その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守します。

予約申請項目

1 補助対象世帯について

(1) 世帯構成員（第3条第1項関係）

フリガナ 氏名	住所	生年月日（西暦）	続柄	提出書類
		年 月 日	世帯主	①
		年 月 日		②※1
		年 月 日		③※2※3
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

※1 要綱第2条第1項アに該当する世帯で、申請日に出生予定の者がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写しも提出すること。

※2 要綱第2条第1項イに該当する世帯で、事実上婚姻関係にあり、住民票の続柄で「未届の妻」又は「未届の夫」と確認できない場合は、その他公的な証明書等で事実上の婚姻関係が確認できる書類も提出すること。

※3 要綱第2条第1項イに該当する世帯で、横浜市パートナーシップ宣誓又は申告を行ったものは、パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの写しも提出すること。

(2) 申請区分（第3条第2項関係）（該当する欄に✓を入れること）

		提出書類
新築型	<input type="checkbox"/> 注文住宅タイプ ※1	④
リノベ型	<input type="checkbox"/> 既存住宅リノベタイプ ※2	

※1 既に所有している既存住宅又は土地があり、対象住宅の要件を満たすための新築の工事契約を結ぶ予定であるもの。

※2 既に所有している既存住宅があり、対象住宅の要件を満たすためのリノベーションの工事契約を結ぶ予定であるもの。

(3) 補助対象世帯の要件（該当する□欄に✓を入れること）

			提出書類
対象住宅の種類	□一戸建て □共同住宅 □その他		④
補助対象工事のための工事契約予定日	年 月 日（予定）		/
対象住宅を取得する世帯の構成員	氏名	1	④、⑤
		2	
既に所有している又は所有する予定の既存住宅（家屋）又は土地*	家屋又は土地の所在	横浜市	⑤、⑥
	所有者氏名	1	
		2	
	居住開始予定日	年 月 日（予定） ※令和5年4月1日以降令和6年3月31日以内であること	

(4) その他の要件（第3条第2項第4号関係）（該当する□欄に✓を入れること）

			提出書類
<input type="checkbox"/>	補助対象世帯の構成員のうち、現在横浜市外に居住している者がいる。		/
<input type="checkbox"/>	補助対象世帯の構成員のうち、現在横浜市内に居住している者がいる。		/
	<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 賃貸住宅に住んでいる。	⑦
	<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 親などの親族等が所有する又は親族等と共有している住宅に住んでいる。	⑧
	<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 社宅又は寮等、自己所有ではない住宅に住んでいる。	⑨

2 予約申請額（第5条関係）（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	70万円	補助対象世帯であること
<input type="checkbox"/>	100万円	補助対象世帯であり、かつ市外からの転入であること

3 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

①	<input type="checkbox"/>	補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し ※世帯主・続柄が記載されていること ※マイナンバーの記載がないこと	全員
---	--------------------------	---	----

②	<input type="checkbox"/>	出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し <small>※母子健康手帳の交付日、母子健康手帳番号、保護者の氏名、分娩予定日がわかること</small>	該当する場合のみ
③	<input type="checkbox"/>	事実上婚姻関係 ^{※1} 、婚姻の予約者 ^{※2} 、横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し ^{※3} など、該当する書類 <small>※1 住民票の続柄で「未届の妻」又は「未届の夫」と確認できない場合は、その他公的な証明書等で事実上の婚姻関係が確認できる書類を提出すること ※2 予約申請及び本申請時に婚姻関係を確認できる書類の提出を求めませんが、実績報告時に婚姻関係を結んでいることが条件となります ※3 パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの写し</small>	
④	<input type="checkbox"/>	仮契約等に関する書面の写し	全員
⑤	<input type="checkbox"/>	既に所有している既存住宅（家屋）・土地の登記事項全部証明書又は所有する予定の既存住宅（家屋）・土地の売買契約書の写し	全員
⑥	<input type="checkbox"/>	既に所有している又はする予定の既存住宅（家屋）・土地の所有者が、住替え予定者でない場合、所有者と住替え予定者との関係がわかる書類	該当する場合のみ
⑦	<input type="checkbox"/>	補助対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し <small>※住宅の所在地、契約者がわかること</small>	横浜市内での住替えで 現在賃貸住宅に住んでいる者
⑧	<input type="checkbox"/>	居住している住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類 <small>※居住している住宅の登記事項証明書又は家屋証明（住宅の全ての所有者と所在地が分かること）</small>	横浜市内での住替えで 現在親などの親族等が所有する又は親族等と共有する住宅に住んでいる者
⑨	<input type="checkbox"/>	住宅が自己所有ではないことがわかる書類	横浜市内での住替えで 現在社宅又は寮等に住んでいる者

第1号様式（第6条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

こどもエコすまい支援事業者登録事業者番号
()

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約申請書

【新築型（建売タイプ）、リノベ型（買取再販タイプ）用】

横浜市省エネ住宅住替え補助金の予約承認を受けたいので、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第6条第1項の規定にもとづき、次のとおり申請いたします。

なお、予約申請にあたり、下記事項について確認・同意し、誓約します。

記

【共同事業者の要件について（第4条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	住宅事業者等（「こどもエコすまい支援事業者」として登録を受けた住宅事業者又はこどもエコすまい支援事業者として登録を受けようとする事業者）です。
<input type="checkbox"/>	本予約申請が承認され、補助対象世帯と対象住宅取得のための売買契約を締結する際に、要綱第3条第2項第5号に規定する共同実施規約を補助対象世帯の構成員と締結することに同意します。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。

【予約申請の要件について（第6条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	要綱第6条第2項第2号 ^{※1} 又は第3号 ^{※2} に該当します ※1 要綱別表1の対象住宅の要件を満たす住宅の、建築基準法第6条に基づく建築確認の申請書を提出していること ※2 対象住宅に適合させるための工事契約を締結していること
<input type="checkbox"/>	本予約申請が承認された場合、補助対象世帯に該当する（又はする予定）の世帯の構成員から

の相談・問い合わせに対応します。

【その他】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。（第19条関係）
<input type="checkbox"/>	その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守します。

予約申請項目

1 申請区分（第3条第2項関係）及び予約申請件数（該当する□欄に✓を入れること）

			提出書類
新築型	<input type="checkbox"/> 建売タイプ ※1	件	①
リノベ型	<input type="checkbox"/> 買取再販タイプ ※2	件	②
合計		件（A） ※1事業者につき上限は10戸です。	

※1 対象住宅の要件を満たす住宅の建築確認申請済みであり、今後補助対象世帯と売買契約を結ぶ予定のもの。

※2 既存住宅を対象住宅の要件を満たすためのリノベーション工事の契約済みであり、今後補助対象世帯と売買契約を結ぶ予定のもの。

2 対象住宅の要件（第3条第2項 別表1関係）（該当する□欄に✓を入れること）

		提出書類
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他	①又は ②
所在地（地名地番）	横浜市	
所在地（住居表示）	横浜市	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	

※予約申請件数に応じ、上記各項目を複製の上記入すること。

3 予約申請額（第5条関係）（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	70万円	件	小計	円	補助対象世帯であること
<input type="checkbox"/>	100万円	件	小計	円	補助対象世帯であり、かつ市外からの転入であること
		合計	合計	円	
		※（A）と一致			

※	補助対象世帯が市外からの転入でない場合、本申請時は基礎額70万円のための申請となる旨を、
□	補助対象世帯に説明することに同意します。

4 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

①	<input type="checkbox"/>	建築基準法に規定する建築確認の申請書を提出したことを証する書類 ※確認申請書の写し（提出先が申請書を受領したことが分かること）	建売タイプ
②	<input type="checkbox"/>	リノベーション工事の契約書の写し	買取再販タイプ

第2号様式（第6条第3項）

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長 印

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約承認書

【新築型（注文住宅タイプ）、リノベ型（既存住宅リノベタイプ）用】

年 月 日に申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付して予約を承認します。

- 1 予約承認額
- 2 予約期限
- 3 交付条件

担当
電話
メール

第2号様式（第6条第3項）

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長 印

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約承認書

【新築型（建売タイプ）、リノベ型（買取再販タイプ）用】

年 月 日に申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付して予約を承認します。

- 1 予約承認額
- 2 予約期限
- 3 交付条件

担当
電話
メール

第3号様式（第6条第11項）

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長

印

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約申請不承諾通知書

年 月 日に申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金については、予約申請を不承諾としますので通知します。

不承諾の理由

担当

電話

メール

第4号様式（第7条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約変更申請書

年 月 日 第 号により予約承認通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る補助事業等について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

<input type="checkbox"/>	予約申請額の増額又は減額を伴う変更	(具体的な内容)
<input type="checkbox"/>	承認された内容の取消し	
<input type="checkbox"/>	要綱第6条第5項ただし書で規定する予約の延長	
<input type="checkbox"/>	その他	

2 変更時期

3 変更の理由

第5号様式（第7条第3項）

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長

印

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約変更決定通知書

年 月 日に予約変更申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

- 1 予約承認額
- 2 予約期限
- 3 交付条件

担当

電話

メール

第6号様式（第7条第5項）

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長

印

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約変更不承諾通知書

年 月 日に申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金については、予約申請の変更を不承諾としますので通知します。

不承諾の理由

担当

電話

メール

第7号様式（第8条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

こどもエコすまい支援事業者登録事業者番号
()

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付申請書

【新築型（注文住宅タイプ）、リノベ型（既存住宅リノベタイプ）用】

横浜市省エネ住宅住替え補助金の交付を受けたいので、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第8条第1項の規定にもとづき、次のとおり申請いたします。

なお、交付申請にあたり、下記事項について確認・同意し、誓約します。

記

【共同事業者の要件について（第4条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	住宅事業者等（「こどもエコすまい支援事業者」として登録を受けた住宅事業者又はこどもエコすまい支援事業者として登録を受けようとする事業者）です。
<input type="checkbox"/>	要綱第3条第2項第5号に規定する共同実施規約を補助対象世帯の構成員と締結しています。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。
<input type="checkbox"/>	当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。（第19条関係）
<input type="checkbox"/>	その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守します。

【規約締結対象世帯の要件について】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	子育て世帯等であることを確認しました。	（第3条第1項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、要綱別表1で規定するいずれかの住宅を取得（共有の持分を取得する場合及び要綱第2項第2号に規定する対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の前後で共有の持分割合が増加する場合を含む。以下同じ。）することを確認しました。 <small>※世帯の構成員に複数の世代が含まれる場合は、次のア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める者（以下「住替え予定者」という。）が住宅を取得するものとする。 ア 要綱第2条第1号アに規定する世帯 当該子に最も近い世代の構成員 イ 要綱第2条第1号イに規定する世帯 当該夫婦の両方又はそのいずれか</small>	（第3条第1項関係）
<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯の構成員であり共同実施規約を締結した者は、補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があることを確認しました。	（第3条第1項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員いずれもが過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないことを確認しました。	（第3条第1項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員と、要綱第3条第2項第1号アに規定する補助対象工事のための工事契約を、令和5年4月1日以降、書面で締結しました。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、補助金交付の決定日の属する年度末までに、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の完了をする（又はしている）ことを確認しました。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、補助金交付の決定日が属する年度内に、世帯の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地上の住所以外から対象住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録の届出を行う予定であることを確認しました。 <small>※ただし、第3条第2項第3号アからウに該当する場合はこの限りでない。</small>	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	住替え予定者が所有する物件から、対象住宅への転居ではないことを確認しました。 <small>※ただし、住替え予定者の親族と共有する物件からの転居又は市外からの転居は除く。</small>	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確認しました。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、市税等を滞納していないことを確認しました。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員であり共同実施規約を締結した者が、当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。	（第19条関係）
<input type="checkbox"/>	その他、規約締結対象世帯の構成員であり共同実施規約を締結した者が、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守する	

	ことを確認しました。	
--	------------	--

以上

申請項目

【補助金予約承認について】（□欄に✓を入れること）

補助金予約承認の有無 □あり □なし

└ありの場合 予約承認書の番号

1 規約締結対象世帯について

(1) 世帯構成員（第3条第1項関係）

【予約承認済の場合で、予約申請時の内容から変更が無い場合は省略可】

フリガナ 氏名 ※共同実施規約の締結者に☑	住所	生年月日（西暦）	続柄	提出書類
<input type="checkbox"/>		年 月 日	世帯主	① ②※1 ③※2※3 ④
<input type="checkbox"/>		年 月 日		
<input type="checkbox"/>		年 月 日		
<input type="checkbox"/>		年 月 日		
<input type="checkbox"/>		年 月 日		

※1 要綱第2条第1項アに該当する世帯で、申請日に出生予定の者がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写しも提出すること。

※2 要綱第2条第1項イに該当する世帯で、事実上婚姻関係にあり、住民票の続柄で「未届の妻」又は「未届の夫」と確認できない場合は、その他公的な証明書等で事実上の婚姻関係が確認できる書類も提出すること。

※3 要綱第2条第1項イに該当する世帯で、横浜市パートナーシップ宣誓又は申告を行ったものは、パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの写しも提出すること。

(2) 申請区分（第3条第2項関係）（該当する□欄に✓を入れること）

		提出書類
新築型	<input type="checkbox"/> 注文住宅タイプ ※1	⑧
リノベ型	<input type="checkbox"/> 既存住宅リノベタイプ ※2	⑨⑩

※1 既に所有している既存住宅又は土地があり、対象住宅の要件を満たすための新築の工事契約を締結済みのもの。

※2 既に所有している既存住宅があり、対象住宅の要件を満たすためのリノベーションの工事契約を締結済みのもの。

(3) 規約締結対象世帯の要件（該当する□欄に✓を入れること）

			提出書類
対象住宅の種類	□一戸建て □共同住宅 □その他		⑤
対象住宅を取得する世帯の構成員	氏名 ^{※1}	1	/
		2	
補助対象工事のための工事契約事項	住宅の所在	横浜市	⑤
	契約者氏名 ^{※2}	1	
		2	
	契約年月日	年 月 日 ※令和5年4月1日以降であること	
	竣工予定日	年 月 日	
	契約額（A）	¥ .-	
既に所有している又は所有する予定の既存住宅（家屋）又は土地の事項	家屋又は土地の所在	横浜市	⑥、⑦
	所有者氏名	1	
		2	
居住開始予定日	年 月 日（予定） ※令和5年4月1日以降令和6年3月31日以内であること		/

※1 要綱第3条第2項第2号に規定する対象住宅の所有権の保存又は移転の登記を行う予定（又は行った）の者であること。

※2 共同実施規約を締結した者であること。

(4) その他の要件（第3条第2項第4号関係）（該当する□欄に✓を入れること）

【予約承認済の場合で、予約申請時の内容から変更が無い場合は省略可（補助対象世帯を規約締結対象世帯と読み替える）】

		提出書類
<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯の構成員のうち、現在横浜市外に居住している者がいる。	
<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯の構成員のうち、現在横浜市内に居住している者がいる。	
<input type="checkbox"/>	□該当者は、現在 賃貸住宅に住んでいる。	⑪
<input type="checkbox"/>	□該当者は、現在 親などの親族等が所有する又は親族等と共有している住宅に住んでいる。	⑫
<input type="checkbox"/>	□該当者は、現在 社宅又は寮等、自己所有ではない住宅に住んでいる。	⑬

2 補助申請額（第5条関係）（該当する□欄に✓を入れること）

(1)対象住宅に対し、当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助金が交付される又は交付予定（申請予定・申請済）である。

<input type="checkbox"/>	はい	(1)-1へ
<input type="checkbox"/>	いいえ	(1)-2へ

(1)-1 補助申請額（他の補助金あり）（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	70万円	補助対象世帯であること
<input type="checkbox"/>	100万円	補助対象世帯であり、かつ市外からの転入であること
<input type="checkbox"/>	_____円（C）	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合で、契約額（A）から当該補助金額（B）を差し引いた金額が70万円（市外からの転入の場合100万円）を下回る

（内訳）

		提出書類
当要綱に基づく補助金以外の国又は地方公共団体を財源とした補助金について		⑭
補助金の名称		
補助金の額 ※交付決定前の場合は、申請予定の金額	円（B）	
補助対象世帯である場合		
$契約額（A） - 補助金の額（B） = 差し引いた金額（C） < 70万円 \rightarrow（C）の金額が補助申請額となる$ $= 差し引いた金額（C'） \geq 70万円 \rightarrow 70万円が補助申請額となる$		
補助対象世帯であり、かつ市外からの転入である場合		
$契約額（A） - 補助金の額（B） = 差し引いた金額（C） < 100万円 \rightarrow（C）の金額が補助申請額となる$ $= 差し引いた金額（C'） \geq 100万円 \rightarrow 100万円が補助申請額となる$		

(1)-2 補助申請額（他の補助金なし）（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	70万円	補助対象世帯であること
<input type="checkbox"/>	100万円	補助対象世帯であり、かつ市外からの転入であること

3 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

①	<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し <small>※世帯主・続柄が記載されていること ※マイナンバーの記載がないこと</small>	全員（ただし、予約承認済の場合で、予約申請時の内容から変更が無い場合は省略可）
②	<input type="checkbox"/>	出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し <small>※母子健康手帳の交付日、母子健康手帳番号、保護者の氏名、分娩予定日がわかること</small>	該当する場合のみ（ただし、予約承認済の場合で、予約申請時の内容から変更が無い場合は省略可）
③	<input type="checkbox"/>	事実上婚姻関係 ^{※1} 、婚姻の予約者 ^{※2} 、横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し ^{※3} など、該当する書類 <small>※1 住民票の続柄で「未届の妻」又は「未届の夫」と確認できない場合は、その他の公的な証明書等で事実上の婚姻関係が確認できる書類を提出すること ※2 予約申請及び本申請時に婚姻関係を確認できる書類の提出を求めませんが、実績報告時に婚姻関係を結んでいることが条件となります ※3 パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの写し</small>	該当する場合のみ（ただし、予約承認済の場合で、予約申請時の内容から変更が無い場合は省略可）
④	<input type="checkbox"/>	共同事業実施規約の写し	全員
⑤	<input type="checkbox"/>	対象住宅の新築・建替え又はリノベーションに係る補助対象工事のための工事契約に係る書面の写し	全員
⑥	<input type="checkbox"/>	既に所有している既存住宅（家屋）・土地の登記事項全部証明書又は所有する予定の既存住宅（家屋）・土地の売買契約書の写し	全員（ただし、予約承認済の場合で、予約申請時の内容から変更が無い場合は省略可）
⑦	<input type="checkbox"/>	既に所有している又はする予定の既存住宅（家屋）・土地の所有者が、住替え予定者でない場合、所有者と住替え予定者との関係がわかる書類	該当する場合のみ
⑧	<input type="checkbox"/>	断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書（取得できていない場合は、申請済みの評価申請書及び添付書類一式））	注文住宅タイプ
⑨	<input type="checkbox"/>	リノベーション工事に使用する建材等を表示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）	既存住宅リノベタイプ
⑩	<input type="checkbox"/>	リノベーション工事を行う箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）	既存住宅リノベタイプ
⑪	<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し <small>※住宅の所在地、契約者がわかること</small>	横浜市内での住替えで現在賃貸住宅に住んでいる者
⑫	<input type="checkbox"/>	居住している住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住	横浜市内での住替えで

		<p>替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類 ※居住している住宅の登記事項証明書又は家屋証明（住宅の全ての所有者と所在地が分かること）</p>	<p>現在親などの親族等が所有する又は親族等と共有する住宅に住んでいる者</p>
⑬	<input type="checkbox"/>	<p>住宅が自己所有ではないことがわかる書類</p>	<p>横浜市内での住替えで現在社宅又は寮等に住んでいる者</p>
⑭	<input type="checkbox"/>	<p>当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類 ※該当する補助金の申請関係書類又は契約書などにおいて、住宅の所在地、補助金額が分かること</p>	<p>該当する場合のみ</p>

第7号様式（第8条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

こどもエコすまい支援事業者登録事業者番号

()

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付申請書

【新築型（建売タイプ）、リノベ型（買取再販タイプ）用】

横浜市省エネ住宅住替え補助金の交付を受けたいので、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第8条第1項の規定にもとづき、次のとおり申請いたします。

なお、交付申請にあたり、下記事項について確認・同意し、誓約します。

記

【共同事業者の要件について（第4条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	住宅事業者等（「こどもエコすまい支援事業者」として登録を受けた住宅事業者又はこどもエコすまい支援事業者として登録を受けようとする事業者）です。
<input type="checkbox"/>	要綱第3条第2項第5号に規定する共同実施規約を補助対象世帯の構成員と締結しています。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。
<input type="checkbox"/>	当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。（第19条関係）
<input type="checkbox"/>	その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守します。

【規約締結対象世帯の要件について】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	子育て世帯等であることを確認しました。	（第3条第1項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、要綱別表1で規定するいずれかの住宅を取得（共有の持分を取得する場合及び要綱第2項第2号に規定する対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の前後で共有の持分割合が増加する場合を含む。以下同じ。）することを確認しました。 ※世帯の構成員に複数の世代が含まれる場合は、次のア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める者（以下「住替え予定者」という。）が住宅を取得するものとする。 ア 要綱第2条第1号アに規定する世帯 当該子に最も近い世代の構成員 イ 要綱第2条第1号イに規定する世帯 当該夫婦の両方又はそのいずれか	（第3条第1項関係）
<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯の構成員であり共同実施規約を締結した者は、補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があることを確認しました。	（第3条第1項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員いずれもが過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないことを確認しました。	（第3条第1項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員と、要綱第3条第2項第1号イに規定する対象住宅の取得のための売買契約を、令和5年4月1日以降、書面で締結しました。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、補助金交付の決定日の属する年度末までに、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の完了をする（又はしている）ことを確認しました。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、補助金交付の決定日が属する年度内に、世帯の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地上の住所以外から対象住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録の届出を行う予定であることを確認しました。 ※ただし、第3条第2項第3号アからウに該当する場合はこの限りでない。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	住替え予定者が所有する物件から、対象住宅への転居ではないことを確認しました。 ※ただし、住替え予定者の親族と共有する物件からの転居又は市外からの転居は除く。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確認しました。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、市税等を滞納していないことを確認しました。	（第3条第2項関係）
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員であり共同実施規約を締結した者が、当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。	（第19条関係）
<input type="checkbox"/>	その他、規約締結対象世帯の構成員であり共同実施規約を締結した者が、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守する	

	ことを確認しました。	
--	------------	--

以上

申請項目

【補助金予約承認について】（□欄に✓を入れること）

補助金予約承認の有無 □あり □なし

└ありの場合 予約承認書の番号

1 規約締結対象世帯について

(1) 世帯構成員（第3条第1項関係）

フリガナ 氏名 ※共同実施規約の締結者 に☑	住所	生年月日（西暦）	続柄	提出書類
<input type="checkbox"/>		年 月 日	世帯主	① ②※1 ③※2※3 ④
<input type="checkbox"/>		年 月 日		
<input type="checkbox"/>		年 月 日		
<input type="checkbox"/>		年 月 日		
<input type="checkbox"/>		年 月 日		

※1 要綱第2条第1項アに該当する世帯で、申請日に出生予定の者がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写しも提出すること。

※2 要綱第2条第1項イに該当する世帯で、事実上婚姻関係にあり、住民票の続柄で「未届の妻」又は「未届の夫」と確認できない場合は、その他公的な証明書等で事実上の婚姻関係が確認できる書類も提出すること。

※3 要綱第2条第1項イに該当する世帯で、横浜市パートナーシップ宣誓又は申告を行ったものは、パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの写しも提出すること。

(2) 申請区分（第3条第2項関係）（該当する□欄に✓を入れること）

		提出書類
新築型	<input type="checkbox"/> 建売タイプ ※1	⑥
リノベ型	<input type="checkbox"/> 買取再販タイプ ※2	⑦⑧

※1 対象住宅の要件を満たす新築住宅の売買契約を締結済みのもの。

※2 既存住宅を対象住宅の要件を満たす住宅にリノベーションした物件の売買契約を締結済みのもの。

(3) 規約締結対象世帯の要件（該当する□欄に✓を入れること）

対象住宅の種類	□一戸建て □共同住宅 □その他		提出書類 ⑤
対象住宅を取得する世帯の構成員	氏名 ^{※1}	1	
		2	
対象住宅の取得のための売買契約事項	住宅の所在	2	
	契約者氏名 ^{※2}	1	
		2	
	契約年月日	年 月 日 ※令和5年4月1日以降であること	
	所有権移転（引渡し）予定日	年 月 日 ※令和6年3月31日以内であること	
契約額（A）	¥ .-		
居住開始予定日	年 月 日（予定） ※令和5年4月1日以降令和6年3月31日以内であること		

※1 要綱第3条第2項第2号に規定する対象住宅の所有権の保存又は移転の登記を行う予定（又は行った）の者であること。

※2 共同実施規約を締結した者であること。

(4) その他の要件（第3条第2項第4号関係）（該当する□欄に✓を入れること）

□	規約締結対象世帯の構成員のうち、現在横浜市外に居住している者がいる。	提出書類
□	規約締結対象世帯の構成員のうち、現在横浜市内に居住している者がいる。	
□	該当者は、現在 賃貸住宅に住んでいる。	⑨
□	該当者は、現在 親などの親族等が所有する又は親族等と共有している住宅に住んでいる。	⑩
□	該当者は、現在 社宅又は寮等、自己所有ではない住宅に住んでいる。	⑪

2 補助申請額（第5条関係）（該当する□欄に✓を入れること）

(1)対象住宅に対し、当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助金が交付される又は交付予定（申請予定・申請済）である。

<input type="checkbox"/>	はい	(1)-1へ
<input type="checkbox"/>	いいえ	(1)-2へ

(1)-1 補助申請額（他の補助金あり）（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	70万円	補助対象世帯であること
<input type="checkbox"/>	100万円	補助対象世帯であり、かつ市外からの転入であること
<input type="checkbox"/>	_____円（C）	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助金が交付される場合で、契約額（A）から当該補助金額（B）を差し引いた金額が70万円（市外からの転入の場合100万円）を下回る

（内訳）

		提出書類
当要綱に基づく補助金以外の国又は地方公共団体を財源とした補助金について		⑫
補助金の名称		
補助金の額 ※交付決定前の場合は、申請予定の金額	円（B）	
補助対象世帯である場合		
$契約額（A） - 補助金の額（B） = 差し引いた金額（C） < 70万円 \rightarrow（C）の金額が補助申請額となる$ $= 差し引いた金額（C'） \geq 70万円 \rightarrow 70万円が補助申請額となる$		
補助対象世帯であり、かつ市外からの転入である場合		
$契約額（A） - 補助金の額（B） = 差し引いた金額（C） < 100万円 \rightarrow（C）の金額が補助申請額となる$ $= 差し引いた金額（C'） \geq 100万円 \rightarrow 100万円が補助申請額となる$		

(1)-2 補助申請額（他の補助金なし）（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	70万円	補助対象世帯であること
<input type="checkbox"/>	100万円	補助対象世帯であり、かつ市外からの転入であること

3 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

①	<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し ※世帯主・続柄が記載されていること ※マイナンバーの記載がないこと	全員
②	<input type="checkbox"/>	出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し ※母子健康手帳の交付日、母子健康手帳番号、保護者の氏名、分娩予定日がわかること	該当する場合のみ
③	<input type="checkbox"/>	事実上婚姻関係 ^{※1} 、婚姻の予約者 ^{※2} 、横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し ^{※3} など、該当する書類 ※1 住民票の続柄で「未届の妻」又は「未届の夫」と確認できない場合は、その他公的な証明書等で事実上の婚姻関係を確認できる書類を提出すること ※2 予約申請及び本申請時に婚姻関係を確認できる書類の提出を求めませんが、実績報告時に婚姻関係を結んでいることが条件となります ※3 パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの写し	
④	<input type="checkbox"/>	共同事業実施規約の写し	全員
⑤	<input type="checkbox"/>	対象住宅の取得のための売買契約に係る書面の写し	全員
⑥	<input type="checkbox"/>	断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書（取得できていない場合は、申請済みの評価申請書及び添付書類一式））	建売タイプ
⑦	<input type="checkbox"/>	リノベーション工事に使用する建材等を表示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）	買取再販タイプ
⑧	<input type="checkbox"/>	リノベーション工事を行う箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）	買取再販タイプ
⑨	<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し ※住宅の所在地、契約者がわかること	横浜市内での住替えで現在賃貸住宅に住んでいる者
⑩	<input type="checkbox"/>	居住している住宅が規約締結対象世帯の構成員が所有者でないこと又は親族との共有であることが確認できる書類 ※居住している住宅の登記事項証明書又は家屋証明（住宅の全ての所有者と所在地が分かること）	横浜市内での住替えで現在親族所有の住宅にいまする者
⑪	<input type="checkbox"/>	住宅が自己所有ではないことがわかる書類	横浜市内での住替えで現在社宅又は寮等に住んでいる者
⑫	<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類 ※該当する補助金の申請関係書類又は契約書などにおいて、住宅の所在地、補助金額が分かること	該当する場合のみ

年 月 日

（届出先）

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助金 共同事業実施規約

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定する一連の補助金交付申請に係り、甲（要綱に規定する、住宅事業者等）及び乙（要綱に規定する、補助対象世帯の構成員であり、補助対象工事のための工事契約又は対象住宅を取得するための売買契約（以下、「本契約」という。）を甲と締結する者）及び丙（本契約を乙と共同で甲と締結する者）は、お互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に横浜市省エネ住宅住替え補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、下記の取り決めを確認する。

記

（要件等の確認）

- 第1条 甲及び乙は、本補助金の要綱をよく参照し、補助対象の要件に合致することを確認するとともに、要綱に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、本補助金の交付申請にあたり、本規約及び要綱が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、次の各号全てについて、了解する。
- （イ） 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
- （ロ） 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、市長の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
- （ハ） 甲から横浜市に提出した乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報の利用、保存及び管理には、要綱に規定するもののほか、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日条例第6号）が適用されること。

- (ニ) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を遵守すること。
- (ホ) 要綱第19条に規定する効果分析等調査について協力することを了解する。

(申告)

第2条 甲は、次の各号を乙に申告する。

- (イ) こどもエコすまい支援事業補助金交付規程（令和5年1月17日作成 こどもエコすまい支援事業事務局）第5の規定により、「こどもエコすまい支援事業者」として登録を受けた住宅事業者又はこどもエコすまい支援事業者として登録を受けようとする事業者であること。
- (ロ) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (ハ) 補助金予約承認の有無。

2 乙は、次の各号を甲に申告する。

- (イ) 要綱第2条第1項で規定する子育て世帯等であること。
- (ロ) 要綱第15条で規定する補助金の交付を受けた場合、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。
- (ハ) 世帯の構成員いずれもが過去に要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (ニ) 第9条に規定する補助金交付決定を受けた場合、補助金交付の決定日が属する年度末までに、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記を完了すること。
- (ホ) 第9条に規定する補助金交付決定を受けた場合、補助金交付の決定日の属する年度内に、世帯の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地上の住所以外から対象住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録の届出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に規定する方法による届出をいう。）を行うこと。ただし、次のアからウのいずれかに該当する場合については、この限りでない。

ア 子育て世帯等である世帯が住替え後に他の世帯と同一の世帯を構成する場合で、補助金交付の決定日が属する年度内に、従前の子育て世帯等である世帯の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地上の住所以外から対象住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録の届出を行う場合

イ 世帯の構成員のうち、住替え予定者が当該者の親族（民法（明治29年第89号）第725条に規定する「親族」（同条第2号を除く。）をいう。以下同じ。）の所有する横浜市内の住宅に住替え前から居住しており、当該住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録が既になされている場合

ウ やむを得ない事情により世帯の構成員の全員が対象住宅の所在地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合

3 乙は、次の各号の全ての要件を満たすことを甲に申告する。

- (イ) 住替え予定者が所有する物件から、対象住宅への転居ではないこと。ただし、住替え予定者の親族と共有する物件からの転居又は市外からの転居は除く。
- (ロ) 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (ハ) 世帯の構成員が、市税等を滞納していないこと。

(交付申請等)

第3条 要綱に規定された本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、横浜市がホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。
- 3 本補助金の交付決定後に、乙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに対象住宅に入居し、甲が行う実績報告のために当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。
- 4 甲は、補助金申請に係り知りえた乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報及び申請書類について、当初の目的以外に利用してはならない。

(本補助金の支払と還元)

第4条 本補助金は、要綱に規定される手続きをもって横浜市から甲へ交付される。

- 2 甲が本補助金の交付を横浜市から受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
 - ① 本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法
 - ② 現金で支払う方法

(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

第5条 甲及び乙は、以下の各号に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等の負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

- (イ) 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
- (ロ) 本規約第2条において虚偽の申告をした場合
- (ハ) 本規約第3条について不正若しくは怠慢を行った場合
- (ニ) その他、横浜市が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合

- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

(補助金の返還等)

第6条 甲及び乙は、要綱第17条に規定する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

- 2 横浜市は、前項及び第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲及び乙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを横浜市に提出するものとする。

甲（住宅事業者等^{※1}）

住所

事業者名

代表者氏名^{※2} 印

担当者氏名

電話

E-mail

乙（補助対象世帯の構成員のうち、要綱第3条第2項第1号で規定する契約をする者）

住所

氏名^{※2} 印

電話

E-mail

丙（乙と共同で要綱第3条第2項第1号で規定する契約をする者）

住所 乙と同居 乙と非同居（住宅の取得後に同居）

氏名^{※3}

※1：工事契約、若しくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。

※2：自筆による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）

※3：乙が記名する。

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長

印

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 規約締結対象世帯

規約締結対象世帯の構成員 ※共同実施規約の締結者氏名	
住替える住宅の所在地	

4 交付条件

担当

電話

メール

第10号様式（第9条第7項）

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長

印

横浜市省エネ住宅住替え補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

共同実施規約の締結者氏名	
--------------	--

担当

電話

メール

第 号
年 月 日

住所 〒

氏名

電話 ()

E-mail

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付決定のお知らせ

年 月 日に共同実施規約を締結した共同事業者（事業者名 ）から申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付しての交付決定を通知したことをお知らせいたします。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 規約締結対象世帯

規約締結対象世帯の構 成員 ※共同実施規約の締結者氏名	
住替える住宅の所在地	

4 交付条件

担当
電話
メール

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市省エネ住宅住替え補助金変更申請書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る補助事業等について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

<input type="checkbox"/> 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更	(具体的な内容)
<input type="checkbox"/> 規約締結対象世帯の構成員の変更	
<input type="checkbox"/> その他	

【規約締結対象世帯】

規約締結対象世帯の構成員 ※共同実施規約の締結者氏名	
住替える住宅の所在地	

2 変更時期

3 変更の理由

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長

印

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付変更決定通知書

年 月 日に変更申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 規約締結対象世帯

規約締結対象世帯の構成員 ※共同実施規約の締結者氏名	
住替える住宅の所在地	

4 交付条件

担当

電話

メール

第 号
年 月 日

住所 〒

氏名

電話 ()

E-mail

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付変更決定のお知らせ

年 月 日に共同実施規約を締結した共同事業者（事業者名 ）から変更申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付しての変更決定を通知したことをお知らせいたします。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 規約締結対象世帯

規約締結対象世帯の構成 ※共同実施規約の締結者氏名	
住替える住宅の所在地	

4 交付条件

担当
電話
メール

第15号様式（第11条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市省エネ住宅住替え補助金取下届

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る補助事業等について、次のとおり取下げたいので申請します。

1 取下げの理由

【規約締結対象世帯】

規約締結対象世帯の構成員 ※共同実施規約の締結者氏名	
住替える住宅の所在地	

第16号様式（第12条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市省エネ住宅住替え補助金実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る補助事業等について、規約締結対象世帯の住替えが完了したため、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第12条第1項の規定にもとづき、次のとおり書類を添えて実績報告いたします。

実績報告項目

1 規約締結対象世帯について

(1) 世帯構成員（第3条第1項関係）【住民登録の届出を行っていること。】

フリガナ 氏名 ※共同実施規約の締結者 に☑	住所	生年月日（西暦）	続柄	提出書類
<input type="checkbox"/>		年 月 日	世帯主	① ②※1 ③※2※3
<input type="checkbox"/>		年 月 日		
<input type="checkbox"/>		年 月 日		
<input type="checkbox"/>		年 月 日		

<input type="checkbox"/>		年 月 日	

- ※1 要綱第2条第1項アに該当する世帯で、申請日に出生予定の者がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写しも提出すること。
- ※2 要綱第2条第1項イに該当する世帯で、事実上婚姻関係にあり、住民票の続柄で「未届の妻」又は「未届の夫」と確認できない場合は、その他公的な証明書等で事実上の婚姻関係が確認できる書類も提出すること。
- ※3 要綱第2条第1項イに該当する世帯で、横浜市パートナーシップ宣誓又は申告を行ったものは、パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの写しも提出すること。

(2) 対象住宅の要件（第12条第1項 別表4関係）（該当する□欄に✓を入れること）

			提出書類
住替えた住宅の 事項	住宅の所在地	横浜市	④⑤、 ⑥～⑧ ※2
	所有者氏名※1	1	
		2	
	所有権保存日 又は移転日	年 月 日	
交付決定額の 還元状況	<input type="checkbox"/> 済（精算時に、補助金交付決定額分を最終支払いの一部に充当し既に還元） <input type="checkbox"/> 未（補助金交付後、還元予定）		
対象住宅に住み 始めた日	年 月 日 ※令和5年4月1日以降令和6年3月31日以前であること		①

- ※1 要綱第3条第1項第2号の規定の通り、世帯の構成員が住宅を取得していること。
- ※2 申請区分に応じ⑥～⑧のうち、該当するものを添付すること。

2 補助金交付決定額

¥ _____ 円

3 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

①	<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し ※世帯主・続柄が記載されていること ※マイナンバーの記載がないこと	全員
②	<input type="checkbox"/>	出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し ※母子健康手帳の交付日、母子健康手帳番号、保護者の氏名、分娩予定日がわかること	該当する場合のみ
③	<input type="checkbox"/>	事実上婚姻関係※1、横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し※2など、該当する書類	該当する場合のみ

		<p>※1 住民票の続柄で「未届の妻」又は「未届の夫」と確認できない場合は、その他公的な証明書等で事実上の婚姻関係が確認できる書類を提出すること</p> <p>※2 パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの写し</p>	
④	<input type="checkbox"/>	対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）	全員
⑤	<input type="checkbox"/>	対象住宅の、工事契約又は売買契約に係る費用を、規約締結対象世帯の構成員が支払ったことがわかる書類。（精算時に、補助金交付決定額分を最終支払いの一部に充当し既に還元している場合は、そのことが分かる旨を追記するか、別途書類を提出すること。）	全員
⑥	<input type="checkbox"/>	断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していることがわかる書類（建設住宅性能評価書、工事施工中及び完了後の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）など）	注文住宅タイプ、建売タイプ
⑦	<input type="checkbox"/>	リノベーション工事を実施したことがわかる書類（工事施工中及び完了後の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）など）	既存住宅リノベタイプ・買取再販タイプ
⑧	<input type="checkbox"/>	耐震性能を確保した建築物であることを確認することができる書類（耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など）	既存住宅リノベタイプ・買取再販タイプ
⑨	<input type="checkbox"/>	<p>当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類</p> <p>※該当する補助金の申請関係書類（交付決定通知、実績報告書、額確定通知等）において、住宅の所在地、補助金額が分かること</p>	該当する場合のみ

第17号様式（第13条第2項）

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長

印

横浜市省エネ住宅住替え補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次とおり補助金額を確定したので通知します。

1 補助金確定額

【規約締結対象世帯】

規約締結対象世帯の構 成員 <small>※共同実施規約の締結者氏名</small>	
住替えた住宅の所在地	

担当

電話

メール

第 号
年 月 日

住所 〒

氏名

電話 ()

E-mail

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助金額確定のお知らせ

年 月 日に共同実施規約を締結した共同事業者（事業者名 ）から実績報告のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の通り補助金額確定を通知したことをお知らせいたします。

1 補助金確定額

【規約締結対象世帯】

規約締結対象世帯の構 成員 <small>※共同実施規約の締結者氏名</small>	
住替えた住宅の所在地	

担当
電話
メール

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(請求者)
住所 〒

事業者名
代表者氏名
電話 ()
E-mail
担当者氏名

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付請求書

年 月 日 第 号により額確定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次のとおり請求します。

請求金額

¥ _____ 円

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

※請求者は補助金交付決定通知及び額確定通知を受けた者（事業者・代表者）に限る。

第20号様式（第17条第2項）

第 号
年 月 日

住所 〒

事業者名

代表者氏名

電話 ()

E-mail

担当者氏名

横浜市長

印

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金については、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第17条の規定に基づき、取り消したことを通知します。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

担当

電話

メール

第21号様式（第17条第3項）

第 号
年 月 日

住所 〒

氏名

電話 ()

E-mail

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助交付決定取消のお知らせ

年 月 日に共同実施規約を締結した共同事業者（事業者名 ）に交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第17条の規定に基づき取り消したことをお知らせします。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

担当
電話
メール